

石島会計メモ



中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル 3階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者 石島慎二郎

2020年12月号

年内に再確認しておきたい支援制度

適用漏れにご注意

コロナ禍はなかなか収束の兆しを見せませんが、そのような状況下において国や地方公共団体が支援策を次々と打ち出してくれたのはありがたいことです。申請期限が近づいてきているものもありますので、適用漏れがないよう、今回は念のためにおさらいしておきたいと思います。

持続化給付金

2020年1月～12月までの間で、前年同月比で売上（事業収入）が50%以上減少している月がひとつでもある場合、中小法人等（医療法人や社会福祉法人等も含みます）は**最大200万円**、個人事業主は**最大100万円**の給付金を受けることができる制度です。

2019年以前から売上があり、今後も事業を継続する意思があることなど、そのほかにも要件はありますが、減収減益を補填するには非常にありがたい制度となっています。これまでの実績を見ると、申請後おおよそ数日～2週間くらいで振込されるイメージです。この持続化給付金の申請期間は、**2021年1月15日（金）まで**となっています。

家賃支援給付金

2020年5月から2020年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により以下のような売上減少がある場合、対象となります。

- ①いずれか1か月の売上が前年同月と比較して50%以上減少
- ②連続3か月の売上合計が前年同期間の売上合計と比較して30%以上減少

その他の要件も満たし対象となる場合、中小法人等であれば**最大600万円**、個人事業主であれば**最大300万円**の給付金を受けることができます。

この家賃支援給付金の申請期間は、**2021年1月15日（金）まで**となっています。こちらは書類不備の確認もあるためか、申請後から入金までおおよそ3週間～2か月、長い場合6か月と時間を要するケースがあります。

なお、東京都では国の家賃支援給付金に上乗せ給付しており、東京都以外でも独自の給付措置を行っている地方公共団体もあります。

固定資産税の軽減措置

2021年度の固定資産税（及び都市計画税）を、事業収入の減少幅に応じてゼロまたは1/2にしてくれる制度です。2020年2月～10月までの連続する3か月間の事業収入を前年同期と比較します。

3か月間の事業収入の減少率	軽減率
50%以上減少	全額
30%以上 50%未満	1/2

持続化給付金、家賃支援給付金は以前より申請受付がされていましたが、固定資産税の軽減措置はこれから受付されるものです。市町村による受付は2021年1月からを予定していますが、2020年12月上旬から開始するところもあり、具体的な開始時期は市町村によって異なります。一方、申請期限は**2021年1月31日（日）まで**とされています。固定資産を多く持っている事業主にとっては恩恵が大きいのですが、受付開始から申請期限までの期間が短いので要注意です。

申請を忘れずに

以上、今回ご紹介した制度はすでにご案内しているものではありませんが、期限までが短くなっていますので今一度ご確認ください。また、固定資産税の軽減を受けるためには、認定経営革新等支援機関等の確認・サインが必要となっています。石島会計は認定を受けており対応可能ですので、ぜひご相談ください。



残りわずかですが、今年は世界が初めて直面する危機で大変な一年となりました。皆それぞれの境遇がありますが、なんとかかんとか乗り切っていこうと必死に戦っているのが実情かと思えます。厳しい状況は続く見込みですが、「来年は必ず良い年にする！」、その気概で石島会計でもできる限り皆様のお役に立てるよう努めていきたいと考えております。

皆様もお体お大事にしつつ、どうか良いお年をお迎えください。

（文章 石島慎二郎）

早いもので年末のご挨拶をする時期となりました。

来る年も皆様にとって希望に満ちた一年となりますようお祈りいたします。

石島公認会計士事務所一同

《12月29日（火）より1月6日（水）まで、年末年始休業とさせていただきます》